

「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」の一部を改正する要綱

「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（平成 30 年 10 月 1 日改正）</u></p> <p>1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2 平成 25 年 8 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日又は平成 30 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 3 条に該当する者については、第 5 条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。</p> <p>3 第 7 条の規定にかかわらず、前項に規定する者に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第 5 号様式の 4）」を交付するものとする。</p>	<p>附 則 <u>（令和元年 10 月 1 日改正）</u></p> <p>1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2 平成 25 年 8 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、<u>平成 30 年 10 月 1 日又は令和元年 10 月 1 日</u>施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 3 条に該当する者については、第 5 条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。</p> <p>3 第 7 条の規定にかかわらず、前項に規定する者に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第 5 号様式の 4）」を交付するものとする。</p>

附 則

- この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書は、この要綱による改正後の社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている確認証であつて、現に効力を有するものは、新要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。